



IRCI

独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター
 International Research Centre for Intangible Cultural Heritage
 in the Asia-Pacific Region

概要
 2019



独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI)
 〒590-0802
 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内
 電話 (072) 275-8050 / FAX (072) 275-8151
<https://www.irci.jp/jp>



目 次

IRCI とユネスコ

IRCI の紹介

所長あいさつ	1
ユネスコカテゴリー 2 センターとは	2
IRCI の運営	2
「無形文化遺産の保護に関する条約」について	3
無形文化遺産とは	4

IRCI の活動

2019 年度の戦略・プロジェクトについて	5
-----------------------------	---

研究プロジェクト

2019 年度の研究プロジェクト

無形文化遺産保護のための研究の促進	
1. 研究情報の収集	6
2. 研究データベースの公開と改善	7
3. 研究者フォーラムの開催	7
4. SDGs — 無形文化遺産の教育への活用	8-9
無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究	
1. アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究	10-11

過去に実施した研究プロジェクト（～2018 年度）

消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護	
1. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション	12
2. 東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー	12
3. ベトナム・ドンホー木版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究	13
4. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究	13
5. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究	14
無形文化遺産保護のための研究の促進	
1. 文献調査	14
無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究	
1. 無形文化遺産保護と自然災害に関する調査研究	15
日本の学術機関・堺市との連携事業	16

資 料

ウェブサイトでの情報発信	16
事業実施計画	17
IRCI 主催の国際会議・ワークショップ等	18-19
刊行物	20-21



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Intangible
Cultural
Heritage



International Research Centre
for Intangible Cultural Heritage
in the Asia-Pacific Region

ユネスコ（国連科学文化教育機関）のロゴマーク
このロゴマークはユネスコおよび特別に認められた機関のみ使用できます。

ユネスコ無形文化遺産のロゴマーク

IRCI のロゴマーク
「文化」は、各国の個性を彩る大切な遺産です。時代を越えて、目に見えない無形文化遺産を「伝承」していくには、「人」のつながりが必要不可欠となります。IRCI のロゴは、「文化」の「文」でその担い手の「人」を表し、「地域全体で人から人へ文化を伝承していく」ビジョンを掲げています。背景色はアジア太平洋地域をイメージし、グリーンは山、イエローは大地、ブルーは海を表しています。

IRCI とユネスコ

IRCI の紹介

所長あいさつ

アジア太平洋無形文化遺産研究センター（International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI)）は、国際連合科学文化教育機関（ユネスコ）のカテゴリー 2 センターとして誕生した国立文化財機構の一組織です。2009 年の第 35 回ユネスコ総会で、「ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際協力センターの設置」が承認されました。翌年 8 月には日本政府とユネスコの間で協定が結ばれ、2011 年 10 月に大阪府堺市博物館内に設置されました。IRCI は、主にユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」の方針に沿って、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護のための調査研究を促進し、当該分野の研究の充実を使命とする国際拠点として活動しています。



口承表現、芸能、祭礼等に代表される無形文化遺産は、生きている遺産です。時代によって変化しつつも、世代から世代へ引き継がれ、連帯、革新、創造の源である文化の多様性につながるものです。しかし、多くの無形文化遺産は社会の変容、高齢化、災害、紛争等により消滅の危機に瀕しており、その保護は緊急の課題であり、国境を越えた協力が必要不可欠です。

このような問題意識の下、IRCI は、アジア太平洋地域における研究の中核的な存在として、ユネスコ、大学、研究機関、博物館、地方自治体、コミュニティ関係者、政府および非政府組織などと連携しながら、調査研究を通して無形文化遺産保護の促進、活性化に努めています。

IRCI の活動に対する皆様のご協力、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長
岩 本 渉



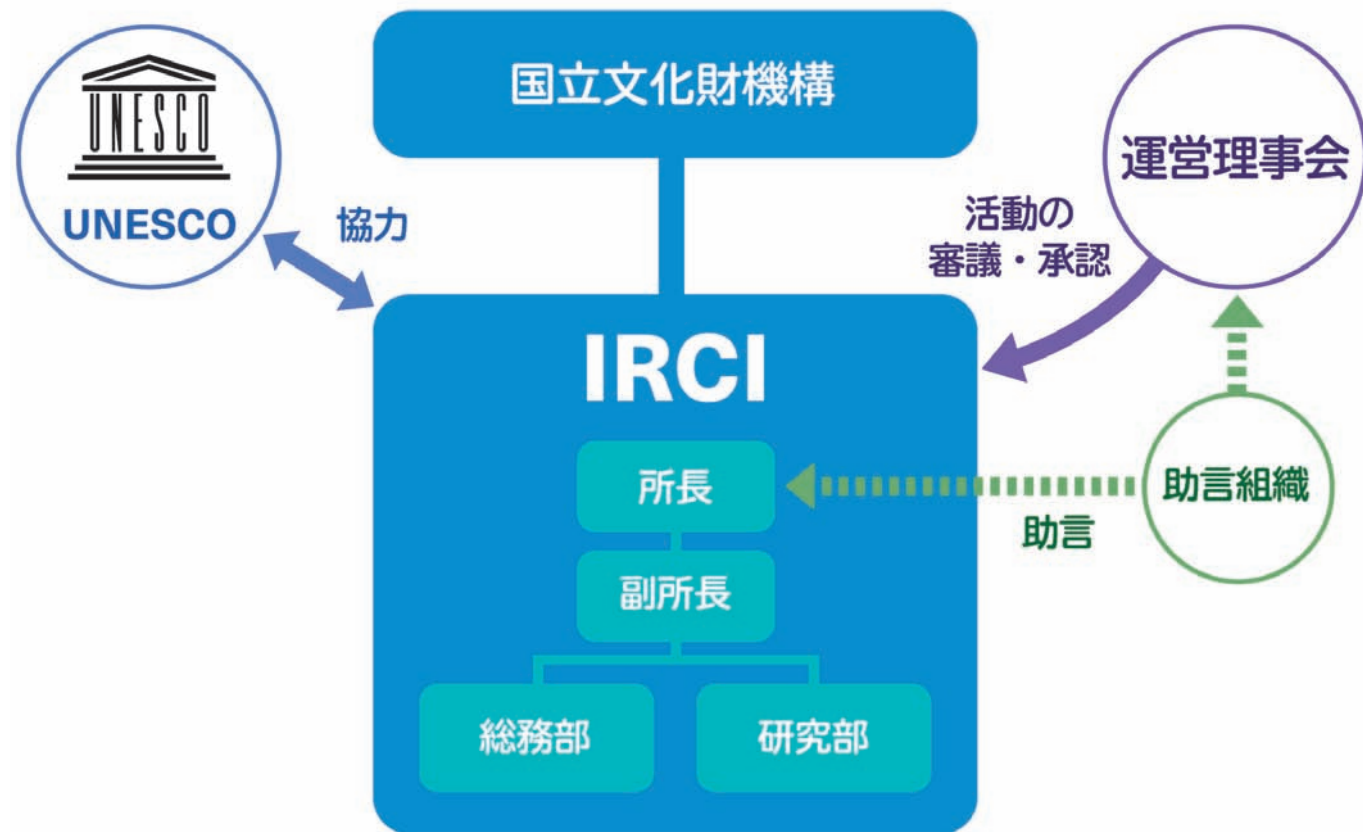
ユネスコカテゴリー2センターとは

ユネスコと協力してプログラムを実行する機関です。日本を含め、世界には無形文化遺産保護に貢献するユネスコカテゴリー2センターが7機関あります。アジア太平洋地域では、IRCIの他に中国と韓国に設置されており、連携と協力を進めています。日本のIRCIが「調査研究」、韓国のアジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワークセンター（International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (ICHCAP)）が「情報ネットワーク」、中国のアジア太平洋無形文化遺産国際研修センター（International Training Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (CRIHAP)）が「人材育成」を担当し、ユネスコのプログラムに貢献しています。

IRCIの運営

IRCIの活動は、運営理事会の承認のもと、運営されています。

運営理事会は、ユネスコ代表を含む10名の国内外の専門家及び専門機関の代表で構成され、中長期計画、事業計画及び事業報告等のIRCIの活動全体について審議、承認しています。また、事業の計画に際しては、助言組織が専門的な見地から具体的なアドバイスを行っています。加えて、所長に対してIRCIの運営に関し必要な支援及び助言を行う役職として名誉顧問を2017年10月より新たに設け、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏にご就任いただいております。



「無形文化遺産の保護に関する条約」について

国際連合の専門機関の1つである国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化、コミュニケーションの分野で国際的な協力活動を推進する目的で、1945年に設立されました。その活動の一環として国際条約の採択や運用等を行っています。文化に関しては、第17回総会（1972年）で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）から、第33回総会（2005年）で採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」まで、7つの国際条約があります。その1つ「無形文化遺産の保護に関する条約」（以下「無形文化遺産保護条約」という。）は、有形の文化遺産を保護する世界遺産条約から約30年遅れて、2003年に採択された条約です。

無形文化遺産保護条約は、口頭伝承や民俗芸能などのフォークロアを保護する目的で、ユネスコが1950年代から行なってきた議論の成果です。この条約には4つの目的があります。① 無形文化遺産を保護すること、② 関係するコミュニティや集団、個人の権利をも保護すること、③ 無形文化遺産に対する理解を地域的、国内的、国際的に高めること、④ 国際的な協力、援助についての規定を設けることです。これに関連して、無形文化遺産は次のように定義されています。「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」（第2条1）。具体的には、① 口承による伝統および表現、② 芸能、③ 社会的慣習、儀式および祭礼行事、④ 自然および万物に関する知識および慣習、⑤ 伝統工芸技術がこれにあたります。条約を締結した国は、自国の無形文化遺産についての目録を作成することが義務付けられています（第12条）。

この条約に関する意思決定は、2つの場においてなされます。その1つは、隔年で開かれる締約国会議で、条約推進のための戦略的な方向付けを行います。もう1つは、締約国会議が選出したメンバー国による政府間委員会です。政府間委員会は24カ国から構成され、毎年1回の会合を開いて条約の具体的な実行に努めています。その中で最も重要な役目は、無形文化遺産の2つのリストへの記載を審議することと、無形文化遺産保護の顕彰事例を決定することです。

無形文化遺産保護条約は、第16条と第17条で定められている2つのリストへの記載を求めており、それらは「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表リスト）と、「緊急的保護の必要のある無形文化遺産一覧表」（危機リスト）です。無形文化遺産保護条約の代表リストは、無形文化遺産の価値に優劣はつけないという視点に立ちます。代表リストはあくまで、世界の多様な無形文化遺産を示すためのものであり、国際的な意識喚起を目指すものなのです。また、無形文化遺産保護条約では、代表リストより危機リストを重視して条約運営を進めており、この点に世界遺産条約との違いがあります。保護の対象はあくまで「人の営み」であり、無形文化遺産を継承するコミュニティを主体に保護していくことが明示されています（第15条）。

無形文化遺産保護条約の批准国の多くが、貧困や低い識字率、専門家の不足、若者の無関心や都市への人口流出、紛争や戦争など様々な課題を抱えているのが現状です。そのため、法整備や人材育成、資金、持続可能な教育などへの支援が必要とされています。条約では、特に第17条で定められた危機リストに重きをおくため、適切な国際支援体制と保護方策が求められているといえます。

IRCIでは、ユネスコ、国内外の大学、研究機関、博物館、コミュニティ代表者、政府やNGOとともに研究を行っています。2012年より実施した、伝統芸能や工芸技術を継承するコミュニティおよび政府関係者と話し合いを重ね、消滅の危機に瀕する（あるいは瀕する恐れのある）プロセスに焦点を当て、様々な手法で映像に記録することを試みる事例研究もその1つです。研究機関としてのIRCIはその研究成果をコミュニティに還元し、コミュニティにとって理想的な保護の実現に貢献していくことが最も重要であると考えます。先にも述べたように、この条約は、コミュニティつまり無形文化遺産を保持・継承する人々を重視していることによるものです。

無形文化遺産とは

無形文化遺産 (intangible cultural heritage) は、生きている文化遺産です。時代によって変化しつつも、世代から世代へ受け継がれ、文化的アイデンティティや豊かさを与えるものです。「無形文化遺産保護条約」では、無形文化遺産について5つの類型を例示しています。

口承による伝統および表現



イフガオ族の歌、フドゥドゥ (フィリピン)
©2008, by J. Uñalivia/NCCA-ICH,
with the permission of UNESCO



ヴェーダ詠唱の伝統 (インド)
© Sangeet Natak Akademi, New Delhi, India,
with the permission of UNESCO

芸 能



カンボジア宮廷舞踊 (カンボジア)
©International Research Centre for Intangible
Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region
(IRCI), 2013



カーチューの歌唱 (ベトナム)
©2006, Vietnamese Institute for Musicology,
Ministry of Culture, Sports and Tourism of
Vietnam, with the permission of UNESCO

社会的慣習、儀式および 祭礼行事



ドゥラミツェ地方の太鼓と仮面舞踏 (ブータン)
©2007, by Institute of Language and Cultural
Studies - Semtokha Bhutan,
with the permission of UNESCO



宗廟での先祖のための儀礼および祭礼音楽 (韓国)
©National Research Institute of Cultural Heritage,
2008, with the permission of UNESCO

自然および万物に関する 知識および慣習



中国伝統医学の鍼灸術 (中国)
©Institute of Acupuncture and Moxibustion,
2009, with the permission of UNESCO



綱引き (カンボジア・フィリピン・韓国・ベトナム)
© Vietnam Institute of Culture and Arts Studies,
2013, with the permission of UNESCO

伝統工芸技術



インドネシアのバティック (インドネシア)
© Batik Museum Institute, Pekalongan, 2008,
with the permission of UNESCO



小千谷縮・越後上布 (日本)
©1998, by Association for the Conservation of
Techniques for Echigo-jofu, Ojima-Chijimi,
with the permission of UNESCO

IRCIの活動

2019年度の戦略・プロジェクトについて

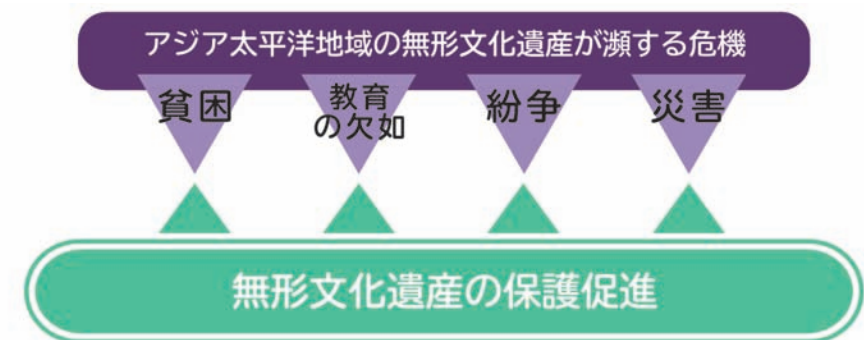
IRCI は、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を目指して、国内外のネットワークを駆使し、これまで様々な活動を行ってきました。2019年度は、以下の2つの重点領域における5つのプロジェクトに取り組みます。

無形文化遺産保護のための研究の促進

1. 研究データベースの公開と改善 (2016年度～2019年度)
2. 研究情報の収集 (2019年度～2021年度)
3. 研究者フォーラムの開催 (2019年度)
4. SDGs¹－無形文化遺産の教育への活用 (2018年度～2019年度)

無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究

1. アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究 (2017年度～2020年度)



¹ SDGs (持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標 Sustainable Development Goals の略称です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

研究プロジェクト

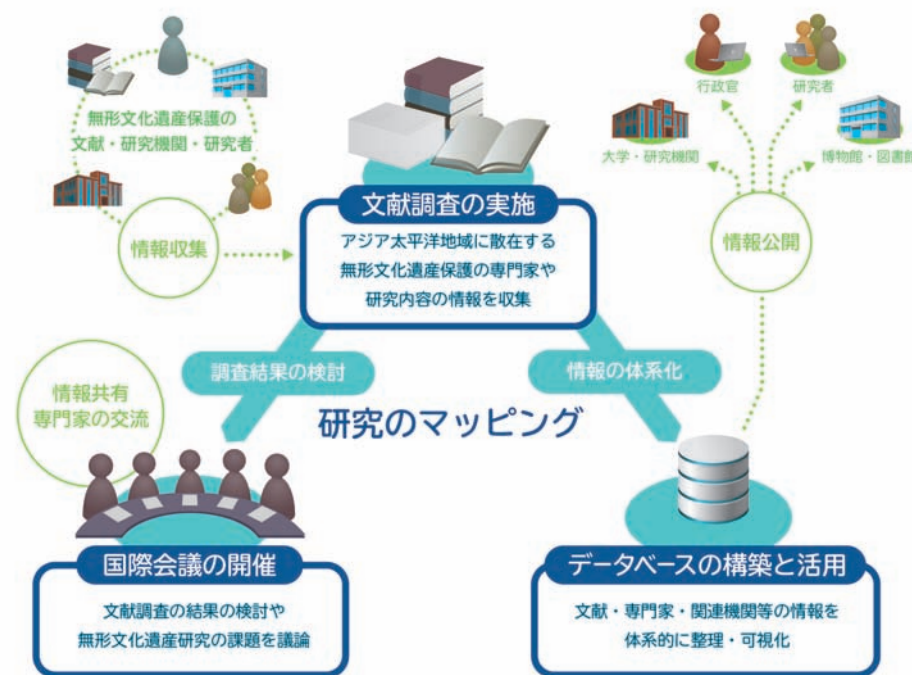
2019年度の研究プロジェクト

無形文化遺産保護のための研究の促進

この事業は、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する調査研究の状況把握を進めるとともに、その研究を推進する目的のもとに開始されました。具体的には、各地で取り組まれている無形文化遺産保護に関する研究の内容や研究者らの所在についてマッピングすることで、全体像を把握し、散在する研究情報の体系的な収集を行ってきました。

IRCI では、これまでに①国際会議の開催、②文献調査の実施、③データベースの構築と活用に取り組みました。国際会議では、研究者や専門家らと交えて、無形文化遺産保護研究の課題などを議論しました。文献調査では、プロジェクト最終年度の2019年3月までに31カ国と1地域で情報収集を行いました。データベースの構築では、文献調査を通して得た情報を閲覧できる検索データベースを公開しております (<https://www.irci.jp/ichdb/>)。

2019年度からは研究機関との連携の強化と充実を図るための新たな情報収集プロジェクトを行います。データベースの活用に関しては、本年も継続して実施します。



1. 研究情報の収集（2019年度～2021年度）

2018年度で終了した文献調査では、主にアジア太平洋地域の研究者と協力し、情報収集を行ってきました。同時に、これまでの調査で課題も明らかになりました。例えば、無形文化遺産の認識のずれによる研究情報のばらつき、研究情報の地域的偏在による現地調査の可否、劣悪な保存状況による過去の研究データの消滅リスクなどです。今後もアジア太平洋地域で無形文化遺産に関連する研究事業が進展するのに併せて、情報を随時収集し更新しながら、こうした課題を克服するためのメカニズムが必要になります。

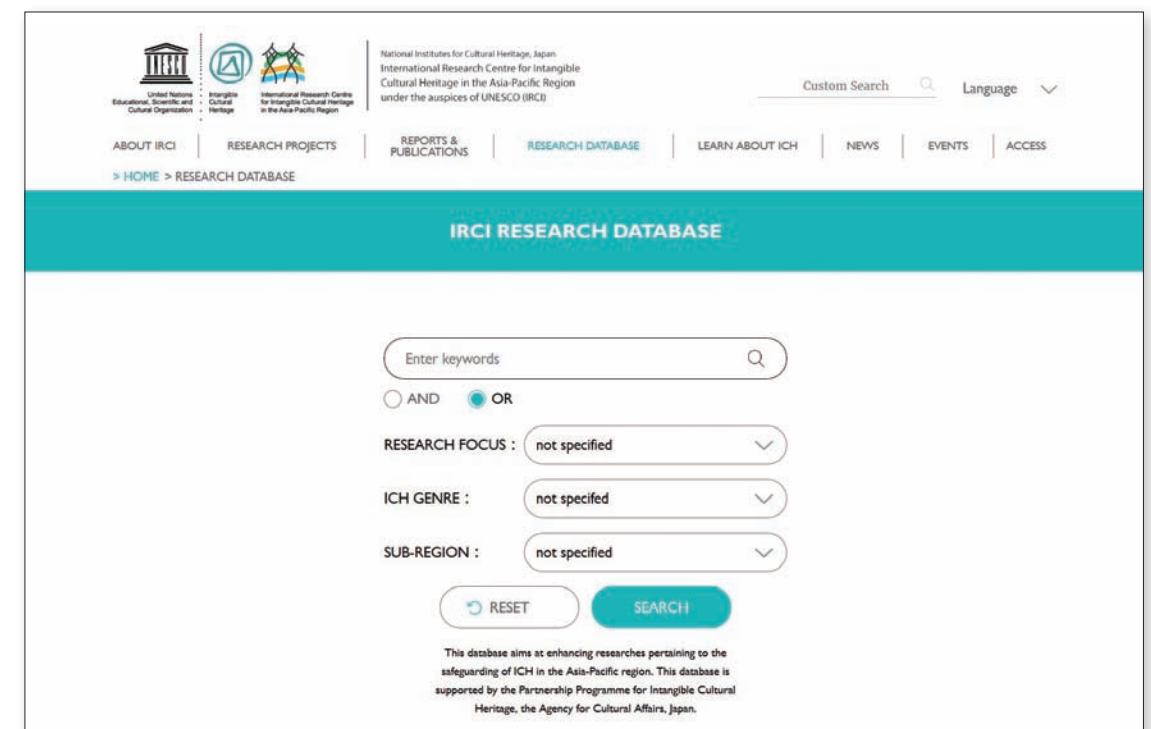
IRCI では新規事業として、情報収集の発展を目指し、これまでとは異なるアプローチとして、アジア太平洋地域の大学、国立博物館などの研究機関と連携を図り、長期的な視野を持って、より持続的な調査研究情報の効果的な収集を進めます。それによって、アジア太平洋各地における研究の発展に注視しつつけるとともに、最新の研究情報を継続的に収集し、データベースの更新を随時図ってゆくための持続的メカニズムの構築に努めます。

2. 研究データベースの公開と改善（2016年度～2019年度）

IRCI では、無形文化遺産の保護に資する研究を促進するために、2014年度より、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する文献、専門家、及び関連機関の情報を閲覧できる検索データベースを公開しております。2019年3月現在、データ登録件数は、2,500件を超え、国内外で広く閲覧に供しています。

2018年度には、アジア太平洋地域でのデータベース機能に対する要望や実態を調査するため、研究の歴史や情報の蓄積はあるもののデータ化・アーカイブ化が進んでいない国の一例としてミャンマーを取り上げ、大学・図書館等を対象に調査を行いました。

最終事業年度である2019年度は、ミャンマーでの調査結果を踏まえ、利用者や専門家の要望・意見をもとに、データベース改善に向けた指針を作成し、改善作業を進めていきます。これらのデータは、研究者や専門家だけでなく、学生や無形文化遺産の継承者、地方自治体の関係者にも、使いやすく有益な情報を提供できるものを目指します。改善版データベースの公開は、2020年3月を予定しています。



3. 研究者フォーラムの開催（2019年度）

近年、無形文化遺産への関心が高まる中、その保護に関する研究に対する期待が高まりつつあります。そのため、アジア太平洋地域の研究者間のアカデミックな議論の場を設け、ネットワーク強化を図り、無形文化遺産の保護のための研究を促進する必要があります。

IRCI では、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の研究の現状と役割、およびその具体的な社会への貢献について議論するため、研究者フォーラムを開催します。

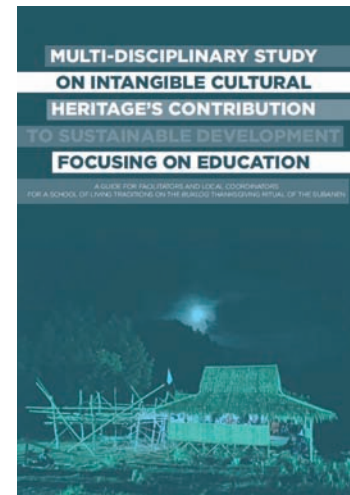
2019年度は、東京文化財研究所の共催を得て、持続可能な開発と無形文化遺産研究というテーマで開催することにしております。

また、フォーラムでの成果を幅広く周知し、無形文化遺産保護の促進を図るために、プロシーディングスを出版する予定です。

4. SDGs ― 無形文化遺産の教育への活用（2018年度～2019年度）

2015年9月25日、第70回国連総会で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、過去の「ミレニアム開発目標」の成功と教訓に基づいて、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げたもので、その達成に向けた取り組みが世界中で始まっています。このSDGsは、17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

すべての人々へ公正かつ質の高い教育を提供することを掲げる目標4のターゲット4.7では、「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を取得できるようにする」とあります。つまり、無形文化遺産には、地域の自然環境や社会環境に対してコミュニティが培ってきた独自の世界観や、自然資源の持続的な利用方法などが凝縮されており、持続可能な開発に必要な知識や技能の習得にとって、目標4、とりわけターゲット4.7が示す、「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解」は欠かせないものと言えます。



◀フィリピンの
ノンフォーマル教育向け
ガイドライン

▶ベトナムの
フォーマル教育向け
ガイドライン



こうした背景をうけ、本事業では、フォーマル、ノンフォーマル教育の現場に無形文化遺産を取り入れるためのガイドラインを作り、実際に教育現場で活用することになっています。教師、行政官、継承者、学習者が教育の質を高める上での無形文化遺産の重要性を認識し、その知識を習得していくことを目指します。

IRCIでは、提携機関であるベトナム民族学博物館（VME）¹、ベトナム教育科学研究所（VNIES）²及びフィリピン国家文化芸術委員会（NCCA）³と協力し、2018年度からフィールド調査や専門家会合開催等の活動を開始しました。

ベトナムでは、フォーマル教育である前期中等教育の指導要領が改訂されることを機に、無形文化遺産の要素を学校教育のカリキュラムに取り入れることを目指したガイドラインを作成しました。2019年度は、作成したガイドラインを、試験的に学校に導入して授業を行い、実践の成果についてモニタリングを行います。

フィリピンでは、各コミュニティが運営するノンフォーマル教育施設“School of Living Traditions (SLT)”を対象に、ミンダナオ島の少数民族の儀礼を題材として、ガイドラインを作成しました。2019年度は、その地域のSLTを中心に、ガイドラインを配布し、試験的教材の作成、実践及びその後モニタリングを行います。両国のモニタリング終了後、両国関係者、専門家を交えたワークショップを通じて、さらなる教材の改善を目指します。

これらの研究活動を通じ、本事業では教材や教育プロセスを整備し、無形文化遺産の要素を教育に活用することで、包摂的かつ公正な質の高い教育をすべての人に提供することを目指しています。



国際シンポジウムでの議論の様子（2019年1月 奈良教育大学）

1 Vietnam Museum of Ethnology
2 Vietnam Institute of Educational Sciences
3 National Commission for Culture and the Arts

無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究

アジア太平洋地域を対象として、紛争などにより危機に瀕した無形文化遺産の実態や保護事例、紛争後の復興過程における無形文化遺産の役割などについて調査研究を実施しています。

1. アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究 (2017年度～2020年度)

バーミヤンの石仏やシリアのパルミラ遺跡などに代表されるように、戦争や紛争により多くの文化遺産が破壊されてきました。これら有形の文化遺産については、近年国際的な修復や文化財としての保護の枠組みが構築されるようになった一方で、無形の文化遺産については、これまで具体的な調査や国際的な保護や復興についての議論があまり行われてきませんでした。無形文化遺産は人々によって継承される「生きている」文化遺産です。そのため、戦争や紛争、長期の政情不安がもたらす継承者の死や、強制的な移住、難民化による国外脱出などにより、長年受け継がれてきた工芸技術や伝統芸能などの多様な無形文化遺産が衰退し、実践者がほとんどいなくなるなど深刻な事態におちいることになります。その一方で、こうした無形の文化遺産は、紛争後の人々の生活やコミュニティの復興の力となり、人々のつながりを回復する力や支えになることが報告されています。

近年このテーマは、国際的な注目を集め始めており、ユネスコは、その戦略目標や中期計画で、紛争後・災害後状況への対応を重視することを打ち出しています。「無形文化遺産の保護に関する条約」の政府間委員会等においても、「緊急事態にある無形文化遺産」として重要な議題に取り上げられるようになりました。

このような背景のもと IRCI では、2017 年度から4 年間の新規事業として、アフガニスタン、スリランカ（北部・東部地域）及び東ティモールの3カ国を対象に、紛争後消滅の危機に瀕している無形文化遺産の保護に関する研究事業を開始しました。2017 年度から2018 年度にかけて3カ国の政府機関及び大学と協力関係を結び、3カ国の研究者を中心に現地の状況を把握するため予備的な調査を行い、情報を収集し、調査の方針を話し合いました。3カ国における紛争の影響はそれぞれ大きく異なることから、個別に計画をたて、調査を実施しています。たとえばアフガニスタンにおいては特に女性によって継承されている儀礼や儀式を中心に、またスリランカ北部・東部では工芸とそれに関連する儀礼や祭りなどの連携した調査を実施、さらに東ティモールにおいては、特に儀礼や儀式が消滅の危機に瀕していることから、映像記録も含めた調査を計画しています。2019 年度には、映像も含めた調査を継続して実施し、将来的にはそれらの結果を分析し、無形文化遺産にとって脅威となる要因や、保護のための有効な手段を具体的に議論していく予定です。

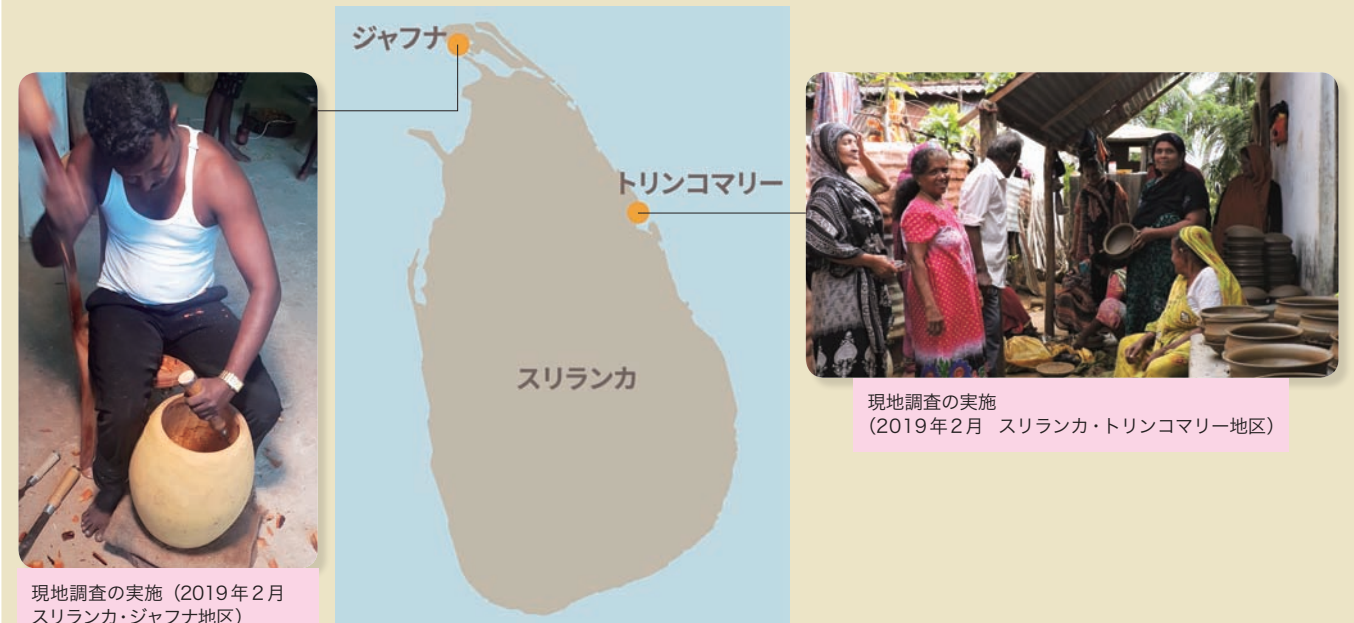


アフガニスタンの専門家らの合同調査報告会での発表の様子
(2018年12月 鶴岡市)



ワークショップでの視察の様子
(2018年12月 鶴岡市 春日神社の能舞台)

調査対象地域



現地調査の実施 (2019年2月
スリランカ・ジャフナ地区)

現地調査の実施
(2019年2月 スリランカ・トリンコマリー地区)



現地調査の実施
(2017年 東ティモール・マヌファヒ県)



過去に実施した研究プロジェクト（～2018年度）

消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護

IRCIでは、2012年度から2016年度にかけて、消滅の危機に瀕する無形文化遺産に焦点を当てたプロジェクトを実施しました。

1. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション（2012年度～2014年度）

無形文化遺産を記録した映像や写真は、消滅の危機に直面する無形文化遺産を復興させるための貴重な資料となります。当事者である継承者が危機に瀕する部分を特定し、記録に自ら関わり、そして記録の活用を念頭において撮影を企画する行為は、無形文化遺産の持続可能な継承において重要な意味を持つため、これを実現するためのプロジェクトを、2012年度～2014年度にかけて実施しました。まずは、記録の録り方や具体的なガイドラインを提案するため、「コミュニティの無形文化遺産の保護の手段としての記録のガイドライン」を作成し、その後、このガイドラインの実用性を確認するために、5カ国6つのコミュニティから無形文化遺産の継承者を募りました。彼らに消滅の危機に瀕した無形文化遺産を取り上げてもらい、主体となって、失われる危険性がある部分や、無形文化遺産の実践そのものを撮影し、また映像記録を活用するための最善のプランニングを議論してもらいました。最終的には、研究者とともに映像記録と活用計画について改めて議論を行い、その結果を2016年に事例研究としてまとめました。



東ティモールの地方文化担当官によるワークショップでの発表（2015年3月 東京）

2. 東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー（2013年度）

東ティモールは2002年に独立した新しい国で、文化財保護の国家的取り組みや、博物館インフラの整備が進んでいるとは言いがたい状況です。IRCIは、東ティモール政府とユネスコジャカルタ事務所の緊急の要請を受けて、同国の文化行政に携わる行政官を日本に受入れ、2013年10月22～26日の5日間、スタディーツアーを実施しました。

東ティモールから参加した9名は、国や地方のコミュニティが無形文化遺産の継承や展示、広報のために運営している優良事例（東京国立博物館、東京文化財研究所、国立劇場、なまはげ館、男鹿真山伝承館、結城市、益子市）を視察するとともに、保護に携わる行政官や継承者などと議論を行い、最終日には自国の課題解決に向けた保護の方策案について徹底的な議論を行いました。ツアーと議論の詳細については2014年3月に報告書を出版し、IRCIのウェブサイトでも公開しています。



グループワークで継承の課題について議論する参加者たち（2013年10月 東京）

3. ベトナム・ドンホー木版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究（2013年度～2015年度）

ベトナム北部のバクニン省ドンホー村では、旧正月を華やかにする縁起物として、木版画の制作が伝統的に行われてきました。しかし、技術者の減少や、市場経済の導入などによる急速な都市化、工業化などにより、ドンホー木版画の技術継承が危機的な状況に置かれていることから、ベトナム政府よりIRCIに緊急の要請があり、2013年度～2015年度にかけてその技術を保護するための共同研究を実施しました。本事業では、ベトナム文化芸術研究院と連携し、基礎的な調査及び危機的要因の分析をした後、日本における先駆的事例を参考にするため、金沢市にある伝統工芸の工房などを訪問しました。また、ドンホー村およびハノイにてワークショップを開催し、継承者、研究者、行政官が一同に会して議論を行い、さらには、日本人専門家が、日本の無形文化遺産の保護、再生の活動事例をもとに継承に関する提案をしました。これらの調査成果は報告書にまとめ、出版しています。さらなるプロジェクトの成果として、現在ドンホー村では、継承者主体の持続可能な保護を目指したコミュニティミュージアムの設立計画が進んでいます。



ドンホー木版画技術継承者のコミュニティにて（2015年1月 ベトナム・バクニン省）

4. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手芸の研究（2013年度～2015年度）

2009年まで内戦状態にあったスリランカの北部州、東部州は戦災により著しく被害を蒙り、貧困解消と持続可能な生活基盤の確保が緊急課題となっています。そこでIRCIは、織物、編み細工などの工芸技術などで、生き残った女性たちが継承し、生活の手段となっている無形文化遺産の重要性に注目し、スリランカ政府とともにその復興に向けた事業を実施しました。2013年度～2015年度にかけて、10地域におけるワークショップと聞き取り調査を実施し、また女性工芸家の代表や、スリランカ政府関係者らとの議論を通じ、復興に向けた提案書の作成を行いました。提案書については、継承者、政府関係者、研究者を日本に招聘し、2年間にわたって内容のさらなる検討を行ったことで、復興に向けた課題や重要な点について、各関係者間の共通認識を深めることができました。紛争や戦争を経験した国が、安定した暮らしを築く過程では、持続可能な伝統文化の継承が大きな役割を果たします。今後は、本プロジェクトで得た上記の経験や知見を、その他の国における復興の実践的研究につなげていきます。



スリランカのダグラス伝統工業・小企業開発大臣に最終報告書を共有、今後のIRCIとの協力関係について議論（2014年9月 スリランカ・コロンボ市）

5. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究 (2013年度～2016年度)

無形文化遺産を保護するためには、それぞれの国で法律を整備することが必要です。国内法があることで存在する無形文化遺産が特定でき、持続可能な継承に繋げることができます。しかし、無形文化遺産を保護するための国内法が十分に整備されていない国も未だ多く、国外の専門家による支援が求められています。そこで IRCI は、九州大学法学研究院の協力を得て、メコン川流域の国々を主な対象としたプロジェクトを開始し、現地調査や国際会議を重ねて、起草過程における課題の分析や、法律整備の際に役立つ内容を盛り込んだマニュアルの作成に取り組んできました。また、日本には、無形文化遺産保護の政策を行うにあたって必要な文化財保護法や、地方自治体における文化遺産を守るための条例が存在しています。これらは、これから法律を作る国々にとって参考となるため、2015年度の IRCI 国際ワークショップでは、日本の地方自治体の条例や継承の活動事例の研究に取り組みました。また、2016年度には、ベトナム文化芸術研究院 (VICAS) と協力して総括のワークショップを開催し、プロジェクト全体の成果をまとめました。



総括ワークショップにて議論する専門家 (2016年12月 ベトナム・ハノイ市)

無形文化遺産保護のための研究の促進

IRCI では、2016年度以降、「無形文化遺産保護に関する研究のマッピング」事業の一環としてアジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する文献調査を行ってきました。

1. 文献調査 (2016年度～2018年度)

アジア太平洋地域では、無形文化遺産の保護に関する調査研究や専門家の情報が十分に把握されていません。情報収集を進め、散在する情報を可視化することを目的として、アジア太平洋地域における既存の文献、研究機関、研究者の情報を体系的に収集・分析することにより、各地の研究状況を把握することを目指し、文献調査を行ってきました。2019年3月までに、アジア太平洋の31カ国及び1地域の情報収集を行いました。2018年度には事業の最終年度として、専門家から事業に対する活動評価を受け、それをもとに、英文報告書 *Report on the IRCI Literature Survey on Intangible Cultural Heritage Safeguarding Research (2016-2018)* を出版し、IRCI のウェブサイトで公開しています。

これまでに調査した国・地域

日本、韓国、中国、イラン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、オーストラリア、カザフスタン、カンボジア、キルギス、クック諸島、サモア、シンガポール、スリランカ、ソロモン諸島、タイ、タジキスタン、ニュージーランド、ネパール、バヌアツ、パラオ、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フランス領ポリネシア、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス (31カ国及び1地域)

無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究

IRCI では、無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究の一環として、アジア太平洋地域を対象として、自然災害により危機に瀕した無形文化遺産の実態や保護事例、防災や災害後の復興過程における無形文化遺産の役割などについて調査研究を実施しました。

1. 無形文化遺産保護と自然災害に関する調査研究 (2016年度～2018年度)

アジア太平洋の国々の多くでは、様々な自然災害が頻繁におこり、文化遺産を脅かす要因となっています。文化遺産の防災 (災害リスクマネジメント) への関心は世界的に高まっており、ユネスコでも何度も議論が行われている一方、そうした活動の多くが有形の文化遺産を対象としており、無形文化遺産を護るための有効な対策はあまり進んでいません。

このような動向を踏まえ、IRCI は2016年度より2年間、「アジア太平洋地域の無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する予備調査」を実施しました。

最終事業年度である2018年度には、東京文化財研究所との共催により、東北大学東北アジア研究センターの協力を得て、宮城県仙台市および女川町にて、「アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ」を開催し、アジア太平洋地域10カ国から、45名の研究者らが出席しました。ワークショップでは、アジア太平洋地域における無形文化遺産と自然災害との関連について、①災害と無形文化遺産の継承、②在来知の可能性、③災害リスクマネジメントとの対話の促進、など3つのテーマにフォーカスし、情報共有と議論を行いました。災害研究や災害リスクマネジメントの専門家も交えたことで、この分野における相互理解、協働に向けた建設的な議論が可能となり、研究者間のネットワークも強化されました。

また、無形文化遺産が震災後の復興に大きく貢献した事例として女川町を訪問し、獅子振りの実演や稽古の様子を視察しました。3日間のワークショップの成果として、「無形文化遺産を災害から保護し防災に活用するための声明および提言」が採択され、2019年3月には議論の詳細をまとめたプロシーディングスを出版しました。どちらも IRCI のウェブサイトで公開しています。なお、本プロシーディングスは、国連国際防災戦略事務局が運営する防災のポータルサイト PreventionWeb にも掲載されています。(参考: <https://www.preventionweb.net/publications/view/64596>)



ワークショップでの議論の様子
(2018年12月 仙台市)



獅子振り視察の様子
(2018年12月 女川町)

日本の学術機関・堺市との連携事業

IRCI は、様々な機関と協力しながら無形文化遺産保護のための研究を推進しています。

例えば、2018年度は

- ・東京文化財研究所との共催により、東北大学東北アジア研究センターの協力を得て、「アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ」を開催（2018年12月 仙台市・女川町）
 - ・奈良教育大学の後援を得て、国際シンポジウム「無形文化遺産の持続可能な開発への貢献に関する複合領域的研究 - 教育を題材として」を開催（2019年1月 奈良教育大学）
 - ・京都大学東南アジア地域研究研究所と共催で、フィリピンの人間国宝でありフィリピン国家文化芸術委員会（NCCA）会長であるヴィルヒリオ・アルマリオ氏による講演「国民の記憶の再構築による国家の再建」を開催（2019年1月 京都大学東南アジア地域研究研究所）
 - ・堺市主催のシンポジウム「文化遺産を考える」でパネル展示（2018年7月 東京国立博物館）
- など各機関と共同で事業を行いました。



ヴィルヒリオ・アルマリオ氏による講演
「国民の記憶の再構築による国家の再建」
（2019年1月 京都大学 稲盛財団記念館）

日本の学術機関とのプロジェクトの連携

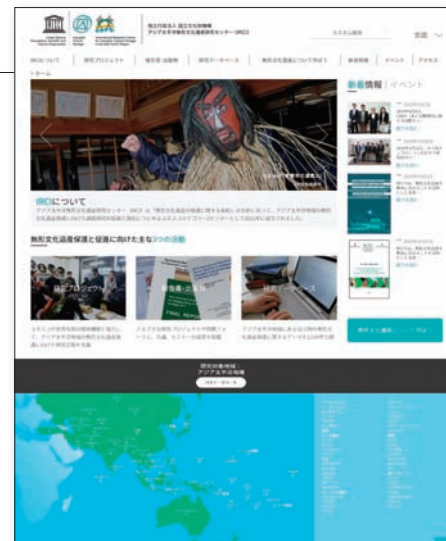


資料

ウェブサイトでの情報発信 (<https://www.irci.jp/jp>)

IRCI の活動内容や無形文化遺産について皆様にわかりやすく伝えることを目指し、WEB サイトでの情報公開を行っております。

多くの皆様のご利用をお待ちしております。



事業実施計画

		2012年度～2015年度			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
無形文化遺産保護のための研究の促進	無形文化遺産の研究のマッピングに関する		国際会議					
				文献調査				
				データベースの構築と活用				
					研究データベースの公開と改善			
								研究情報の収集
						無形文化遺産保護に関するIRCI研究者フォーラム（国際シンポジウム「無形文化遺産をめぐる交渉」）		研究者フォーラムの開催
無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究							SDGs —— 無形文化遺産の教育への活用	
							アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究	
消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護		コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション						
					東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディツアー			
				ベトナム・ドンホー木版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究				
				スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究				
				大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究				

IRCI主催の国際会議・ワークショップ等

プロジェクト / テーマ	年	月	国際会議名	共催	協力機関 / 協力者
無形文化遺産の持続可能な開発への貢献に関する複合領域的研究 ―― 教育を題材として	2019	1	国際シンポジウム「無形文化遺産の持続可能な開発への貢献に関する複合領域的研究 ―― 教育を題材として」		奈良教育大学
アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ	2018	12	アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ	東京文化財研究所	東北大学東北アジア研究センター
アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究	2018	12	アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援事業における調査報告会		山形県鶴岡市 黒川能保存会
無形文化遺産の保護に関する研究のマッピング	2017	7	国際シンポジウム「無形文化遺産をグローバルに見る―地域社会と研究者、国家、ユネスコの相互作用―」	成城大学グローバル研究センター、文化庁	上杉富之氏（成城大学教授兼グローバル研究センター所長）
	2016	11	国際専門家会合		
	2015	12	国際専門家会合「アジア太平洋諸国における無形文化遺産保護のためのマッピング事業」	アイギネ文化研究センター（キルギス）	
	2015	1	国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する研究のマッピング」	イスラム文化美術館（マレーシア）	
	2014	2	国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の実態や方法の調査研究」	ユネスコバンコク事務所（タイ）	
無形文化遺産保護に関する IRCI 研究者フォーラム	2017	11	国際シンポジウム「無形文化遺産をめぐる交渉」	国立民族学博物館、文化庁	寺田吉孝氏（国立民族学博物館学術資源研究開発センター教授） 福岡正太氏（国立民族学博物館人類基礎理論研究部准教授） 飯田卓氏（国立民族学博物館学術資源研究開発センター准教授）
無形文化遺産保護と自然災害に関する調査研究	2017	1	「アジア太平洋地域における無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する予備調査」事業ワーキンググループ国際会合		東京文化財研究所
大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究	2016	12	第3回 IRCI 国際ワークショップ 「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スーザン・マッキンタイア・タムウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ベトナム文化芸術研究院（ベトナム）
	2015	12	第2回 IRCI 国際ワークショップ 「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スーザン・マッキンタイア・タムウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ケイティ・オルーク氏（ケイティ・オルークコンサルティング、オーストラリア） ステューヴン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授） 富山県、富山市、高岡市、京都市 株式会社能作 有限会社武蔵川工房
	2014	12	第1回 IRCI 国際ワークショップ 「東南アジア諸国における無形文化遺産に関する法制度研究」	九州大学大学院法学研究院	河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） ステューヴン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授）
ベトナム・ドンホー木版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究	2015	1	ベトナム・ドンホー木版画を事例とした無形文化遺産の活性化におけるコミュニティセンターの役割についての研究ワークショップ	ベトナム文化芸術研究院（ベトナム）	ベトナム政府 バクニン省文化スポーツ観光局（ベトナム） 並木誠士氏（京都工芸繊維大学教授）
紛争後の国家における危機に瀕する伝統的工芸の研究（スリランカ）	2015	12	紛争後の国家における危機に瀕する伝統的工芸ワークショップ		ユネスコニューデリー事務所（インド） スリランカナショナルクラフトカウンシル（NCC） ヒマリ・ジナダサ氏（スリランカ輸出開発協議会所長） 石井聖己氏（SEIKI DESIGN STUDIO プロダクトデザイナー）
コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション	2015	3	コミュニティ主導の保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーションについての集中ワーキングセッション		黒川能保存会
	2014	2	無形文化遺産保護のためのコミュニティの若手映像記録者のためのワークショップ		メッチェ・ボストマ氏（ライデン大学、オランダ） ハリエット・デーコン氏（国立オープンユニバーシティアフリカ研究学ファerg ンセンター客員研究員、イギリス）
	2013	2	無形文化遺産を継承するコミュニティのための記録製作ワークショップ		清水純氏（ニューヨーク大学フィルム・プロデューサー、アメリカ）
	2012	3	コミュニティと無形文化遺産条約に関する研究者集会		
東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー	2013	10	日本における東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー	ユネスコジャカルタ事務所（インドネシア）	文化庁、国立文化財機構（東京国立博物館・東京文化財研究所）、秋田県鹿市、茨城県結城市
2003年条約に関する研究	2013	1	無形文化遺産に関する研究集会 ―― ユネスコ無形文化遺産条約の2つのリスト		フランス世界文化館（フランス）
	2012	6	第1回無形文化遺産研究専門家会合 ―― 2003年条約の履行に向けて	フランス世界文化館（フランス）	
無形文化遺産、殊に危機に瀕した無形文化遺産の現状	2012	8	アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー	シリントーン大学人類学センター（タイ）	
堺市との連携事業	2016	11	無形文化遺産国際シンポジウム「技と心を受け継ぐ」	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場
	2013	8	無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場
	2013	2	無形文化遺産シンポジウム 「アジア太平洋地域における無形文化遺産の現状と課題」	堺市	国立民族学博物館
	2011	10	開設記念シンポジウム 「危機に瀕する無形文化遺産の復興と継承を考える」	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場



合同調査報告会「アジアの紛争後国家等を対象とした消滅の危機に瀕する無形文化遺産の緊急保護支援の研究」（2018年12月 鶴岡市）



アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ（2018年12月 仙台市）

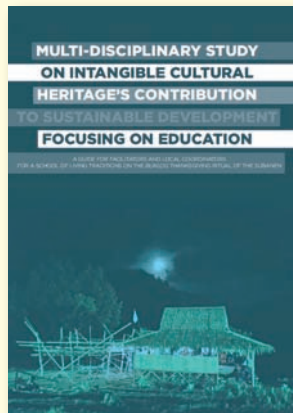


国際シンポジウム「無形文化遺産をめぐる交渉」（2017年11月 大阪市）



総括ワークショップ「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」（2016年12月 ベトナム・ハノイ市）

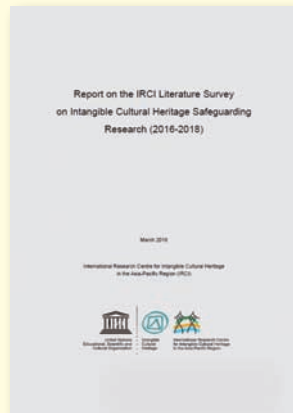
刊行物



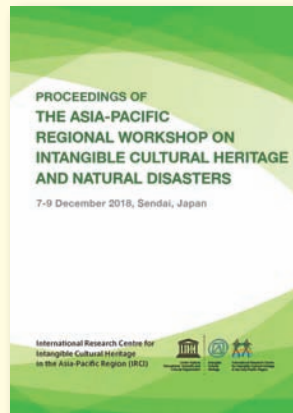
「無形文化遺産の持続可能な開発への貢献に関する複合領域的研究 ―教育を題材として」によるフィリピンのノンフォーマル教育向けガイドライン（英語）（2019年5月オンライン出版）



「持続可能な開発目標へのベトナムの学校向け無形文化遺産教育のためのガイドライン」（ベトナム語）（2019年4月オンライン出版）



無形文化遺産保護研究に関する文献サーヴェイ報告書（2016-2018）（2019年3月オンライン出版）



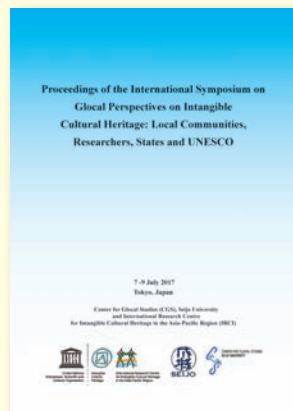
アジア太平洋の無形文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ プロシーディングス（2019年3月刊行）



アジア太平洋地域における無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する予備調査（2018年3月刊行）



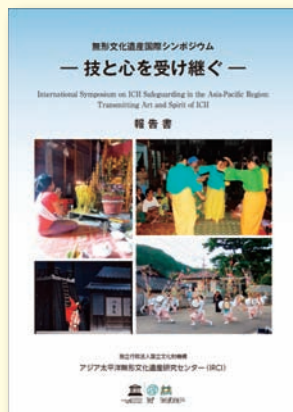
国際シンポジウム「無形文化遺産をめぐる交渉」（2018年3月刊行） ISBN 978-4-9909775-0-4



国際シンポジウム「無形文化遺産をグローバルに見る ―地域社会と研究者、国家、ユネスコの相互作用―」（2017年11月刊行）



大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究（2017年3月刊行）



無形文化遺産国際シンポジウム ―技と心を受け継ぐ―（2017年3月刊行）



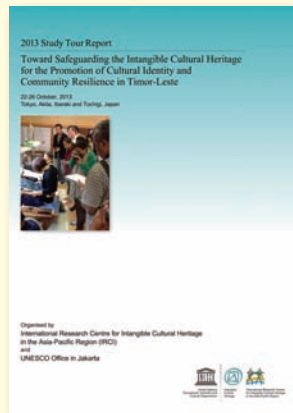
ベトナム・ドンホー版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究（2017年3月刊行） ISBN 978-4-9906647-9-4



コミュニティ主導の保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション（2016年3月刊行） ISBN 978-4-9906647-4-9



スリランカの内戦後地域における消滅の危機に瀕した伝統工芸の保護プロジェクト（2016年2月刊行） ISBN 978-4-9906647-7-0



日本における東ティモールの無形文化遺産行政官向け研修ツアー（2015年3月刊行） ISBN 978-4-9906647-5-6



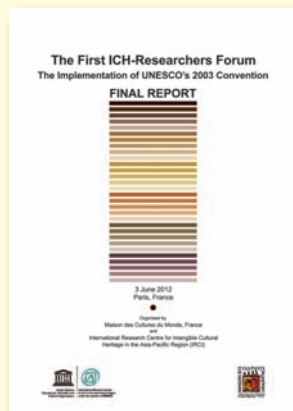
スリランカの内戦後地域における消滅の危機に瀕した伝統工芸の保護プロジェクト（英語版）（2014年9月刊行） ISBN 978-4-9906647-3-2



無形文化遺産に関する研究集会 ―ユネスコ無形文化遺産条約の2つのリスト（2013年3月刊行） ISBN 978-4-9906647-1-8



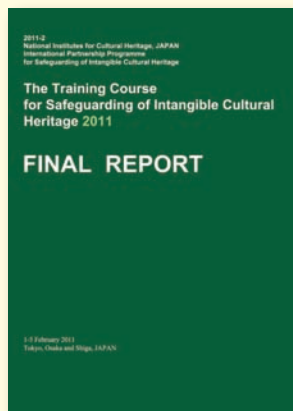
アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー（2013年2月刊行）



第1回無形文化遺産研究専門家会合 ―2003年条約の履行に向けて（2012年9月刊行） ISBN 978-4-9906647-0-1



コミュニティと無形文化遺産条約に関する研究者集会（2012年7月刊行）



2011年無形文化遺産保護に関する研修（2011年刊行）

独立行政法人 国立文化財機構

アジア太平洋無形文化遺産研究センター

概要 2019

2019年8月発行

編集・発行：独立行政法人 国立文化財機構

アジア太平洋無形文化遺産研究センター

〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内

電話 (072) 275-8050 / FAX (072) 275-8151

©2019 International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI)
画像等の無断転載を禁じます。All Rights Reserved